

## 松江市中高層建築物の建築に係る手続に関する条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、松江市中高層建築物の建築に係る手続に関する条例（令和2年松江市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規則において使用する用語は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）及び条例の例による。

### (標識の設置)

第3条 条例第4条第1項に規定する標識（以下「標識」という。）は、建築計画等のお知らせ（様式第1号）によるものとする。

2 標識は、中高層建築物を建設する敷地（以下「建設敷地」という。）内の見やすい場所に、風雨等により容易に破損しない方法により設置しなければならない。

3 中高層建築物の建築主等は、標識の記載事項が不鮮明にならないようにこれを管理しなければならない。

### (許可又は認定の申請)

第4条 条例第4条第2項第2号に規定する規則で定める許可又は認定の申請は、次に掲げるものとする。

- (1) 法及び政令に規定する許可又は認定の申請
- (2) 法及び政令の規定により制定された条例等に規定する認定の申請

### (建築計画の説明)

第5条 条例第5条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 中高層建築物の形態、規模、構造及び用途
- (2) 建設敷地の形態及び規模
- (3) 建設敷地内における中高層建築物の位置及び周辺の建築物の位置
- (4) 中高層建築物による日影の状況
- (5) 中高層建築物によるテレビ電波受信の影響及び障害の対策
- (6) 前2号に掲げるもののほか、中高層建築物の建築に伴って生ずる近隣住民の居住環境に与える影響とその対策
- (7) 中高層建築物の予定工期及び工法並びに当該工事に係る環境対策及び安全対策の概要
- (8) その他良好な近隣関係の保持のために配慮した内容

2 条例第5条第1項の規定による説明又は同条第3項の規定による説明会に際しては、前項各号に掲げる事項の説明に必要な図書を示さなければならない。

(届出)

第6条 条例第6条の規定による届出は、計画建築物等届出書(様式第2号)を2部提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、市長が認めるときは、添付図書の一部を省略することができる。

(1) 条例第4条の規定による標識の設置を行ったことを証する写真(敷地内の設置場所及び標識の記載内容が分かるもの)

(2) 誓約書(様式第3号)

(3) 位置図

(4) 付近状況図(近隣住民の範囲が分かる図面で、その土地及び建築物の位置並びに所有者が示されているもの)

(5) 平面図及び2面以上の立面図

(6) 条例第5条第1項及び第3項で規定する説明会に使用した図書

3 市長は、第1項の届出書の提出があった場合は、当該届出書が次の各号のいずれかに該当するときを除き、受理印を押印し、1部を建築主等に対し交付するものとする。

(1) 内容に誤りがある場合

(2) 内容に不備がある場合

(3) 内容が不明確な場合

(公表)

第7条 条例第9条第1項の規定による公表は、告示により行うほか、必要に応じてインターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 市長は、条例第9条第2項の規定により意見を述べる機会を与えようとするときは、その旨を書面により公表の対象となる建築主等に通知するものとする。

3 公表の対象となる建築主等が条例第9条第2項の規定により意見を述べようとするときは、公表に対する意見を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(雑則)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

建 築 等 計 画 の お 知 ら せ			
建 築 物 等 の 名 称			
建 築 又 は 築 造 敷 地 の 地 名 ・ 地 番			
用 途		敷 地 面 積	m <sup>2</sup>
建 築 面 積	m <sup>2</sup>	延 べ 面 積 又 は 築 造 面 積	m <sup>2</sup>
構 造		高 さ	m
階 数	地上 地下 階 階	棟 数	棟
着 工 予 定 年 月 日	年 月 日	完 成 予 定 年 月 日	年 月 日
建 築 主 又 は 築 造 主	住所 氏名及び名称 電話 ( )-( )-( )		
設 計 者	住所 氏名及び名称 電話 ( )-( )-( )		
工 事 施 工 者	住所 氏名及び名称 電話 ( )-( )-( )		
標 識 設 置 年 月 日	年 月 日		

この標識は松江市中高層建築物の建築に係る手続に関する条例施行規則第4条に基づいて設置する。

注) この標識の大きさは、縦 90cm 横 90cm 以上とする。

様式第2号（第6条関係）

計画建築物等届出書

年 月 日

（あて先）松江市長

住所  
届出者  
氏名 印

松江市中高層建築物の建築に係る手続に関する条例施行規則第6条の規定により届け出ます。

建築物等の名称			
建築又は築造敷地の 地名・地番		地域地区	
用途		敷地面積	m <sup>2</sup>
建築面積	m <sup>2</sup>	延べ面積 又は築造面積	m <sup>2</sup>
構造		高さ	m
階数	地上 地下 階 階	棟数	棟
着工予定年月日	年 月 日	完成予定年月日	年 月 日
建築主又は築造主	住所 氏名及び名称 電話 ( )-( )-( )		
設計者	住所 氏名及び名称 電話 ( )-( )-( )		
工事施工者	住所 氏名及び名称 電話 ( )-( )-( )		
標識設置年月日	年 月 日		

説 明 会	日 時		年 月 日 午 前 時 ~ 午 前 時 後 後					
	場 所							
	出席者		説明者 人		近隣住民 人			
	内 容							
出 席 者	区 分	番 号	住 所	氏 名	説明方法		その他	
					説明会	個別説明		
	説 明 者	/				/		
	近 隣 住 民					出・欠		
						出・欠		
						出・欠		
						出・欠		
						出・欠		
					出・欠			
					出・欠			
備 考								

注) 説明方法は、該当する欄に記入してください。

様式第3号（第6条関係）

誓約書

年 月 日

（あて先）松江市長

住 所

建築（築造）主

氏 名

印

このたび 町 番地 に建設を予定している建築物等については、松江市中高層建築物の建築に係る手続に関する条例に基づき、近隣住民との間に紛争が生じないように努めるとともに、紛争が生じた場合は、誠意をもって自主的に解決に当たることを誓約します。